



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 94/2018年10月号

発行日：2018年10月30日

台風の時期が漸く過ぎ去ったら、寒さを感じる今日この頃。いかがお過ごしでしょうか？巷ではインフルエンザの予防接種が始まり、冬支度を急ぐ時期になりました。毎年この時期になると一年の速さを感じます。

### I. 最新情報（2018年9月1日～2018年9月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

特になし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

#### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

#### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 9月21日	公 開 草案	「非営利法人委員会報告第34号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の	日本公認会計士協会（非営利法人委員会）では、「平成29年度 公益法人の会計に関する諸課題の検討結果について」（平成30年6月15日 内閣府公益認定等委員会 公益法人の会計に関する研究会）を受け、公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の監査上の取扱いについて所要の見直しを行ってまいりました。 このたび見直しを終えたため、「非営利法人委員会報	—

	取扱い及び監査報告書の文例の改正について(公開草案)の公表について	告第34号「公益社団・財団法人及び一般社団・財団法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について(公開草案)として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
--	-----------------------------------	---	--

## 5. IT 関係 (IT 委員会)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 9月18日	研究 資料	IT委員会研究資料第10号「セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに関するTrustサービス規準」の公表について	<p>日本公認会計士協会(IT委員会)は、IT委員会研究資料第10号「セキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機密保持及びプライバシーに関するTrustサービス規準」を2018年9月18日付けで公表しましたので、お知らせいたします。</p> <p>本研究資料は、米国公認会計士協会(以下「AICPA」という。)及びカナダ勅許職業会計士協会(以下「CPA Canada」という。)から2017年版の「Trustサービス規準」が公表されたことを受け、会員各位の参考に資するため、日本公認会計士協会(IT委員会)がCPA Canadaとのライセンス契約の下で日本語に翻訳したものです。</p> <p>(注)Trustサービスとは、AICPA及びCPA Canadaによって開発された、電子商取引やシステムに係る内部統制の安全性や信頼性等について保証を与えるサービスです。</p> <p>当該サービスを実施するためには、AICPA/CPA CanadaからTrustサービスのライセンス許諾を受ける必要があり、日本公認会計士協会では、CPA CanadaとTrustサービスのマスターライセンス契約を締結しております。このため、当協会とサブライセンス契約を締結した会員は、日本国内においてTrustサービスを実施することが可能です。</p>	—

6. その他

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2018年 9月19日	研究 報告	租税調査会研究 報告第 33 号 「取引相場のな い株式の評価の 実務上の論点整 理」の公表につ いて	<p>日本公認会計士協会は、2018年8月21日に開催されました常務理事会の承認を受けて「租税調査会研究報告第33号「取引相場のない株式の評価の実務上の論点整理」を公表いたしましたのでお知らせいたします。</p> <p>財産評価基本通達に従って、取引相場のない株式の評価を行う際には、これまでも評価の要素、過程、基準等実務上の論点が指摘されているところであります。</p> <p>そこで、本研究報告では、取引相場のない株式の評価を取り扱って来た多くの実務家がおおむね経験していると思われる実務上の論点にできる限り多く触れ、今後の税制改正等で取り上げられるべき議論として、個別具体的な論点整理を行いました。</p> <p>なお、本研究報告では、取引相場のない株式の評価に係る実務上の論点を中心に取り上げ、それに関する周辺の論点にも触れておりますが、本研究報告の立場をより明確にするために、議論の過程で取り扱った様々な論点、例えば、平成30年度税制改正で創設された事業承継税制の特例など、評価そのものの論点以外については、あえて取り上げておりません。</p>	—

## II. 連絡広場

### ワンポイントメッセージ

今回は、いつもと異なる分野の「地方公会計」に関する情報提供を行いたいと思います。近年日本では、社会問題となっている人口減少により様々な問題に直面しています。人口推移を見ると、2010年の12,806万人をピークに2065年には、8,808万人まで日本人口が減少する試算が出ております。そのような中、地方行財政計画の支出は、高齢化の進行等により一般行政経費に計上される社会保障費が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少していることから全体としては抑制基調にあります。つまり緊縮財政の中でも、高齢化対策のための財政支出は避けられない反面、そのしわ寄せが公共施設等の改修又は新設に使われる投資的経費が少なくなってくるのです。

### 1. 地方公会計の必要性

地方公会計の目的は、地方行政団体の財務情報を住民や議会、外部に分かりやすく公表（説明責任の履行）し、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産・債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用する（財政の効率化・適正化）ことです。

しかし現在の会計手法（現金主義会計）では、予算を適正・確実に執行させることを目的とした会計手法のため、地方公会計が本来果たすべき目的に適合した会計手法には不十分と言わざる得ません。

そこで現在の財務書類を整備し、目的に適合した財務書類を追加補完することにしました。具体的には、現金主義会計では把握できないストック情報やフロー情報を、発生主義会計の手法にて総体的・一覽的に把握し、現金主義会計を補完致します。

#### <財務書類整備の効果>

- ① 資産・負債（ストック）の総体の一覽把握  
→資産形成に関する情報の明示
- ② 発生主義による正確な行政コストの把握  
→見えにくいコスト（減価償却費、退職手当引当金など各種引当金）の明示
- ③ 公共施設マネジメント等への活用  
→固定資産台帳の整備等により、公共施設マネジメント等への活用が可能

#### <地方公会計の財務書類>

- ・貸借対照表
- ・行政コスト計算書
- ・純資産変動計算書
- ・資金収支計算書

### 2. 今後の地方公会計の整備・活用

新たな公会計のもとで財務書類を整備するとしても、各地方行政団体で異なる基準を採用しては、今後の活用が進まなくなります。そこで平成26年4月統一的な基準を公表し、平成27年1月に地方行政団体に当該基準による書類を移行期間中（平成27年～平成29年度の3年間）に整備するよう要請いたしました。平成30本紙掲載の記事等の無断複写・複製を禁じます。

Copyright© Toko audit corporation. All rights reserved

年6月30日時点では、都道府県で89.4%、指定都市で100%、市区町村で93.2%の自治体が財務書類の整備が完了しています。

＜統一基準の効果＞

- (1) 発生の都度又は期末一括で複式仕訳を作成（決算統計データの活用からの脱却）
- (2) 固定資産台帳の整備を前提とすることで公共施設等のマネジメントにも活用
- (3) 統一的な基準による財務書類等によって団体間での比較可能性を確保

### 3. 地方公会計の活用の促進

財務書類の活用方法は、大きく2つに分かれます。

#### (1) 行政内部での活用

人口減少が進展する中、限られた財源を「賢く使うこと」につなげるために3つのポイントで活用します。

##### ① 財務書類に財政指標を設定する

→有形固定資産減価償却率を踏まえた公共施設等のマネジメント

##### ② マクロ的視点から適切な資産管理を実施する

→将来の施設更新必要額の推計を行う。この効果は、送料抑制等の全庁的な方針のもと、施設更新経費を平準化することを可能とする。

→未収債権の徴収体制の強化を行う。この効果は、貸借対照表上の回収見込額を基にした債権回収のための全庁的な組織体制の検討をスタートできる。

##### ③ ミクロ的視点からセグメント分析を実施する

事業別・施設別の行政コスト計算書等を作成することでセグメントごとの分析が可能となる。

→予算編成に活用する。ライフサイクルコストも踏まえた施設建設の検討を可能にする

→施設の統廃合を後押しする。これには施設別コスト分析を行い効率の良い統廃合を可能にする。

→受益者負担を適正にする。受益者負担割合を算定し施設利用料の見直しにつなげる。

→行政評価と連携する。利用者1人当たりコスト等を活用して施設評価につなげる。

#### (2) 行政外部での活用

住民への公表や地方議会で活用頂き、議会審議をより活性化させます。また地方債IRへの活用、PPP/PFIの提案募集に公表済みの固定資産台帳を利用して頂き、実態にマッチした適正額の提示が可能となります。

### 4. まとめ

我々国民は、公共施設を利用しない日はありません。またその施設維持のため多くの税金が使われている現状を考えると、税金の使われ方をしっかり住民目線で把握することは大切なことだと思います。公会計は、新聞等の経済報道が本当に正しいか、数字で示してくれるので、教養として身に付けておくことが望まれます。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703